

消教推第 206 号  
令和 6 年 4 月 16 日

各都道府県消費者行政担当部局 御中  
各指定都市消費者行政担当部局 御中

消費者庁消費者教育推進課

「社会への扉」、「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」等を活用した  
私立高等学校、特別支援学校等向けの出前講座事業の実施について(協力依頼)

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

2022 年 4 月に成年年齢引下げが施行されたところ、18 歳、19 歳を含む若年者に、美容や  
儲け話等に関するトラブルが多く発生しており、若年者に対する消費者被害・トラブルの未然  
防止及びそのための更なる消費者教育の充実が重要となっております。

このため、消費者庁では、昨年度に引き続き全国の私立高等学校、特別支援学校等(以  
下「各教育機関」という。※1)を対象とした実践的な消費者教育講座事業を実施することと  
し(事業概要については別紙参照)、今般、公益社団法人全国消費生活相談員協会(以下  
「全相協」という。)に本事業の業務委託を行いました。

個別の学校への説明や講師派遣等は委託先である全相協が直接行いますが、貴職にお  
かれましては、本事業が多くの各教育機関において積極的に御活用いただけるよう、管内の  
各教育機関への周知、働き掛けに御協力いただきますようお願いいたします。

また、消費者庁においては、高等学校等で活用できる教材等を作成し、消費者庁ウェブサ  
イトの「18 歳から大人」特設ページ(※2)や、消費者教育ポータルサイト(※3)に掲載してお  
りますので、ぜひ御活用ください。

さらに、今月 4 日には、消費者の被害防止に必要な実践的な消費者力を育成・強化するた  
め、VR 動画等を活用した体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」(※4)を  
公表いたしました(別添事務連絡参照)。各学校の実情や授業構成等に応じて御活用いただ  
けるよう、併せて管内の各教育機関等への周知に御協力をお願いいたします。

なお、本出前講座事業につきましては、文部科学省を通じて私立高等学校等担当部局及  
び教育委員会等にも周知等の御協力依頼を行いますので、私立高等学校等担当部局及び  
教育委員会等とも連携した取組をよろしくお願いいたします。

※1 本事業で出前講座派遣先の対象となる学校(教育機関)

- ・ 中学校(中等教育学校の前期課程を含む)
- ・ 私立高等学校
- ・ 私立中等教育学校
- ・ 高等専門学校
- ・ 特別支援学校(中等部・高等部)
- ・ 専門学校
- ・ 大学等

上記学校の生徒、学生、教職員及び保護者(原則として、学校の保護者会及びPTA)

※2 「18歳から大人」特設ページ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/lower\\_the\\_age\\_of\\_adulthood/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/)

※3 消費者教育ポータルサイト

<https://www.kportal.caa.go.jp/>

※4 VR動画等を活用した体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」特設サイト

<https://www.kportal.caa.go.jp/shohisha-ryoku/>

【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

消費者庁消費者教育推進課 消費者教育担当

TEL 03-3507-7566(直通)

E-mail [g.kyoiku@caa.go.jp](mailto:g.kyoiku@caa.go.jp)